

三重県農産物検査に関する事務処理要領等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

農産物検査の合理化に向けて、検査証明事項、検査証明方法等の見直しを行うとともに、検査証明事項の電子化を可能とするため、農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知)が令和3年9月1日付け一部改正されたことに伴い、三重県の農産物検査に関する事務処理要領等の一部改正を行う。

2 改正する三重県の事務処理要領等

- ・ 三重県農産物検査に関する事務処理要領
- ・ 地域登録検査機関の登録申請手順マニュアル
- ・ 地域登録検査機関の登録申請手順
- ・ 農産物検査業務規程記載事項(例)

3 三重県の事務処理要領等の改正内容

- ・ 農産物検査等級証印及び農産物検査員認印の印影の届出や管理等の変更
- ・ 検査証明事項の訂正方法の変更
- ・ 検査試料の採取方法の変更
- ・ 検査証明における検査員の記名押印の廃止
- ・ 検査証明事項の電子化に係る内容追加

4 施行期日

この要領は令和3年11月19日から施行し、令和3年9月1日から適用する。